

都市計画法施行規則第60条証明添付書類一覧表（取手市）

□ 共通事項		留意事項
<input type="checkbox"/> 申請書	手数料（400円）・地積（セットバック後）	
<input type="checkbox"/> 位置図	都市計画図の写しを利用	
<input type="checkbox"/> 付近見取図	住宅地図等を利用	
<input type="checkbox"/> 土地利用計画図	配置図を兼ねるもの（レベルを記入）	
<input type="checkbox"/> 求積図		
<input type="checkbox"/> 建築物の計画図	予定建築物の平面図・立面図 (建物面積・延べ床面積)	
<input type="checkbox"/> 土地登記簿の全部事項証明書	3ヶ月以内	
<input type="checkbox"/> 公図の写し	3ヶ月以内	証明書の写し又は登記情報サービスにより取得した不動産登記情報を印刷したものは、取得日付、情報取得方法、縮尺、方位、情報取得した者の記名があれば認めるものとする。
状況に応じて必要なもの		
◇ 現況図（敷地及び建築物の現況） ◇ 委任状		
◇ 農地転用許可申請書の写し		
◇ その他		

□ 政令19条で定める規模を超える建築物の敷地で開発許可を受けないもの（29-1-1）		
<input type="checkbox"/> 全体の土地利用計画図（区画の変更を行わないことの確認）		
<input type="checkbox"/> 造成計画図等（形の変更を行わないことの確認）		
<input type="checkbox"/> 航空写真・建物登記簿の全部事項証明書（質の変更を行わないことの確認）		
□ 農家住宅・農業倉庫等（29-1-2）		
<input type="checkbox"/> 建築理由書		
<input type="checkbox"/> 農業を営む者の証明書		
<input type="checkbox"/> 所得証明書	農業所得が分かるもの	
<input type="checkbox"/> 土地評価証明書（新築の場合）	耕作地の明細が分かるもの	
<input type="checkbox"/> 耕作地位置図（新築の場合）		
状況に応じて必要なもの		
◇ 農業経営計画書 ◇ 農業倉庫等利用形態図		
◇ 現在地の課税証明 ◇ 現在地の処理（誓約書）		
※その他審査上必要と認める書類で指示のあったもの		
□ 公益上必要な建築物（29-1-3）		
<input type="checkbox"/> 事業計画書（建築物の用途・建築物の目的・補助金の有無・運営計画等）		
<input type="checkbox"/> 個別法令の認可等の写し（資格書・医師免許等の写し・法人定款）		
□ 既存宅地確認を受けた敷地内の建築物（旧43-1-6）		
<input type="checkbox"/> 既存宅地確認通知書の写し		
<input type="checkbox"/> 既存宅地確認を受けた区域が判断できる資料の写し		

都市計画法施行規則第60条証明添付図面説明書

図面の種類	明示する事項	備考
1. 位置図	方位、縮尺、申請地	都市計画図を使用すること。 (HP上に有り)
2. 付近見取図	方位、縮尺、申請地	住宅地図等を利用すること。
3. 土地利用計画図	公共施設の位置・形状(道路幅員・種別・番号)、 予定建築物の敷地の形状・用途・最高の高さ・最 高の軒の高さ・計画高・地盤高さの基準点(BM)、 給水・排水施設の位置・形状、法面の位置・形状、 擁壁の位置・種類	造成計画がない場合は1mを超える 盛土2mを超える切土を生ずる行為 ない旨を明記すること。 搬入土がない旨を明記すること。
4. 求積図		
5. 建築物の計画図	予定建築物の用途・構造・建築面積・延べ床面積・ 最高の高さ・最高の軒の高さ	平面図・立面図・建築物求積表を添 付すること。
6. 土地登記簿の全 部事項証明書		申請日より3ヶ月以内のものを使 用すること。
7. 公図の写し	方位、縮尺、申請地 公図の写しの転写場所、日付、転写者の氏名(公 図の写しの証明書を添付する場合は記入不要)	申請地を朱色等で囲み、明示するこ と。 申請日より3ヶ月以内のものを使 用すること。